

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成28年3月8日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	意思疎通支援について	7
3	障害者の社会参加の促進について	15

○資料

1－1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	25
1－2	平成 27 年度版障害者白書(抜粋)	39
1－3	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	40
1－4	移動支援の実施状況【都道府県別】	41
1－5	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	42
2－1	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	43
2－2	四日市市失語症会話パートナー派遣事業について	47
2－3	我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について	48
2－4	要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況	49
2－5	失語症者向け意思疎通支援事業(案)について	50
2－6	聴覚障害者情報提供施設設置状況	51
2－7	身体障害者保護費負担金(補助)金交付要綱(案)新旧対照表	52
2－8	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	55
2－9	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	56
2－10	平成 28 年度内閣府防災部門予算案	57

2-11	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	63
2-12	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	64
3-1	障害者の芸術文化活動支援の概要	65
3-2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、行事	71
3-3	身体障害者補助犬育成促進事業の概要	73
3-4	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	74

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業の趣旨

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような特性及び平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) マイナンバー制度との関係

地域生活支援事業の実施に関する事務は、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））別表第 1 主務省令第 84 号に規定するとおり、マイナンバー（社会保障・税番号）を利用する事務に該当している。

一方、マイナンバー法別表第 2 主務省令に地域生活支援事業に関する事務は規定しておらず、情報連携の対象外となっている。ただし、番号法第 9 条第 2 項に基づく条例を制定し、独自利用事務とした上で、番号法第 19 条第 14 号に基づき、特定個人情報保護委員会への所要の手続を行うことで、情報連携が認められる場合がある。（地域生活支援事業は、平成 27 年 8 月 6 日付の特定個人情報保護委員会の事務連絡においても、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示されている。）

上記の障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等については、これまでも事務連絡(平成 27 年 12 月 28 日)を通じて周知を行っているところなので、ご留意いただきたい。

(3) 平成 28 年度予算案

ア 平成 28 年度予算案における見直し

来年度予算においては、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（464 億円）を確保しつつ、必須事業への更なる支援を図る観点等から、一部の任意事業について一般財源化により地方交付税措置を講じ、総額で実質 22 億円の増額を図ることとしている。

また、任意事業の追加・拡充、実施が低調な任意事業についての補助の終了等を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

平成28年度予算案における見直し内容

1 追加・拡充

障害者等の社会参加の推進等を図るため、以下の任意事業を追加・拡充する。

- ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等＜市＞
- ・地域における障害者自立支援機器の普及促進＜県＞
- ・全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催＜県＞
- ・身体障害者補助犬育成促進＜県＞（拡充）
- ・企業CSR連携促進＜県＞
- ・医療型短期入所事業所開設支援 ＜県＞
- ・視覚障害者用地域情報提供 ＜県＞

2 一般財源化

事業の実態等を踏まえ、以下の任意事業について一般財源化を行う。

- ・障害支援区分認定等事務＜市＞（約19億円）
- ・自動車運転免許取得・改造助成＜市＞（約2億円）
- ・更生訓練費給付＜市＞（約1億円） 計 約22億円

3 効率化

事業の実態等を踏まえ、以下の必須事業について効率化を図る。

- ・日常生活用具給付等事業

4 補助の終了

事業の実施が低調な以下の任意事業について、国庫補助対象外とする。

- ・重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）＜市＞
- ・一般就労移行等促進＜県＞
（うち、「職業見学促進」及び「就職・再チャレンジ支援助成」）

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料1－1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

イ 平成28年度の実施方針と補助金の配分方法

平成28年度については、昨年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

(4) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとされている必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 26 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(5) 特別支援事業の取扱い

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を実施しているところである。

具体的には、昨年度に引き続き、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行に伴い市町村必須事業に位置づけられた「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の事業立上げを支援することとしているので、本事業を活用願いたい。

また、「理解促進研修・啓発事業」の実施にあたっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマーク（「平成 27 年度版障害者白書（抜粋）」参照）の紹介等、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動を実施することも検討されたい。

なお、具体的な取扱いや各自治体からの協議の進め方については、予算成立後に要綱等をお示しすることとしている。

(資料 1－2) 「平成 27 年度版障害者白書（抜粋）」参照

(6) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容

地域生活支援事業実施要綱については、「(3) 平成 28 年度予算案について」を踏まえた改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

(資料 1－1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(7) 地域生活支援事業の適正な実施

ア 事業者に対する指導の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とされない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○ 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている

○ 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置づけている

○ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としているなど補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくようお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者との契約において契約内容を点字、音声等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者

対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(8) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料 1－3）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成 27 年度）

(9) 移動支援事業

ア 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、適宜、活用を図られたい。

（資料 1－4）移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(10) 日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 26 年度実績はほぼ 100%の実施率に達している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

例えば、ストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の実施に努められたい。また、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付に努められたい。

一方、給付が必要な方には、財源によって一律に給付を妨げることにより、日常生活や社会参加の妨げとならないようご留意いただきたい。

各市町村においては、過去に国が定めた基準額等にとらわれることなく、真に給付が必要な方に、適切な支給量、適正な価格となるよう、個々の実情に即した給付をお願いしたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いしたい。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 7 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 151 疾病から 332 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

(11) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の

促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 1－5) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する意思疎通支援事業を実施しているが、実施率の向上を図るため、平成 27 年度から「複数市町村等による意思疎通支援の共同実施促進」を追加したところである。小規模自治体であるため、単独で意思疎通支援事業の立ち上げが困難な自治体においては、本事業を積極にご活用いただき、意思疎通支援事業の実施に努めていただきたい。

意思疎通支援を行う者の派遣事業については、都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、各自治体において適切に実施していただきたい。

なお、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣、養成及び設置において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業である「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」、「意思疎通支援従事者養成研修促進事業」及び「意思疎通支援充実強化事業」により、優先的に支援することとしている。また、平成 24 年度から、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を、全国 8 ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとしているが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成 28 年度も

引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

(資料 2 - 1) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたい
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
- 意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、事業実施について留意されたいこと

(資料 2 - 2) 四日市市失語症会話パートナー派遣事業について

(資料 2 - 3) 我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとしている。

なお、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業については、原則として「要約筆記者」を派遣することになっているが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市

町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとしている。）

また、平成 27 年度も引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に未参加または参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

（資料 2－4）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 26 年度及び 27 年度において、失語症者向け意思疎通支援者養成のためのカリキュラム等の検討について調査研究事業を実施した。

平成 28 年度においては、当該カリキュラム（案）を活用し、失語症者向け意思疎通支援事業について、各地域の言語聴覚士協会と共同して失語症向け意思疎通支援事業を地域生活支援事業の特別支援事業により、モデル的に実施し、さらにその事業内容等について検証を行うこととしている。

なお、本事業については、別途、地域生活支援事業特別支援事業実施要綱において詳細を示すこととしているので、ご了解願いたい。

（資料 2－5）失語症者向け意思疎通支援事業（案）について

（2）情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、地域における視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、新たに策定した平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 27 年 4 月末現在、全国で 51 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

（資料 2－6）聴覚障害者情報提供施設設置状況

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

平成 28 年度においては、管理費を見直し、基準額を変更することとしているので、御了知願いたい。なお、人件費については、人事院勧告による増分について予算措置を講じたところである。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金について、平成 22 年度の決算検査報告により、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

（資料 2－7）身体障害者保護費負担（補助）金交付要綱（案） 新旧対照表

平成 21 年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム）及び「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにしたところである（平成 22 年 4 月から運用開始）。さらに、平成 28 年度予算案においてサピエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加することとしているので、当該事業の実施について検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴

覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

(資料 2－8) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

イ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成 24 年度から、講師養成研修（手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成）を全国規模で実施するとともに、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）を京都市（社会福祉法人全国手話研修センター）以外の都市でも開催し、全国規模で実施しており、引き続き平成 28 年度も同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

ウ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局

や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

（資料２－９）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料２－１０）平成 28 年度内閣府防災部門予算案
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP：<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているところであるので参照されたい。

（４）盲ろう者向け福祉施策

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

（資料２－１１）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

平成 23 年 10 月から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっており、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。同養成研修事業の指導者の養成については、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施していた「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」や、社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施している「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」の活用が可能であるので、積極的に受講者を派遣していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成 24 年度以降は、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施しているところである。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引

き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府 HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midas.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省 HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（6）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 27 回試験（平成 27 年度）の合格発表が平成 28 年 1 月 29 日（金）に行われたところである。

（資料 2－12）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第 28 回試験（平成 28 年度）についても、以下のとおり全国 3 会場において、学科試験と実技試験を 2 日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第 28 回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成 28 年 10 月 1 日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成 28 年 10 月 2 日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

(7) 障害者総合支援法施行3年後の見直し関係

平成27年12月に、社会保障審議会障害者部会において、報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がとりまとめられ、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方などが盛り込まれたところである。現在、この報告書の方向性に沿って、障害者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めていくこととしている。

具体的には、意思疎通支援事業の対象者の明確化（8頁参照）や失語症者向け意思疎通支援事業の実施（9頁参照）の他にも、平成30年度の報酬改定と合わせて実施するもの、今後、調査研究を要するもの（司法、医療などの専門分野への対応を図るための指導者養成や提供すべきサービス量の目標設定等）などがあり、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな見直しが図られるよう、引き続き必要な検討を進めていくこととしているところである。今後、詳細については、随時情報提供させていただくこととしているので、各自治体においても意思疎通支援の充実について協力願いたい。

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具、障害者の支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

① 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成28年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり決定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、平成31年度以降の開催について、文化施策担当課とも緊密に連携の上、積極的な検討をお願いしたい。

第16回（平成28年度）愛知県（平成28年12月9日（金）～11日（月））
第17回（平成29年度）奈良県（予定）
第18回（平成30年度）大分県（予定）

平成 28 年度予算（案）においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で予定されている文化プログラムを見据え、これまでの取組に加えて、

◇ 全国障害者芸術・文化祭開催事業（平成 28 年 12 月 9 日～11 日に愛知県で開催予定）においては、全国障害者芸術・文化祭の開催を契機にレガシーとして残す取組の検討など文化プログラムにつなげるための取組を行うこととしている。

◇ また、平成 28 年度に愛知県で実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の障害者芸術・文化祭を実施できるよう、地域生活支援事業（都道府県事業）のメニューの追加を行った。

各都道府県におかれては、全国で展開される文化プログラムの成功に向けて、これらの事業を積極的にご活用いただきたい。

② 障害者の芸術活動支援モデル事業の実施

平成 25 年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成 26 年度から 3 年間を目途に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業の実施団体については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することがモデル事業の円滑な実施に効果的であることから、各都道府県の推薦を受けた団体であることを必須としており、平成 26 年度は 5 団体、平成 27 年度は 7 団体を実施主体として採択したところである。

平成 28 年度予算（案）においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で予定されている文化プログラムを見据え、これまでの取組に加えて、ロンドン大会やリオデジャネイロ大会における障害者の芸術文化活動に関する文化プログラムの研究についても実施団体に取り組んでいただくこととしている。

現在、平成 28 年度の公募を行っている（平成 28 年 3 月 30 日〆切）ところであるので、各都道府県におかれては、応募団体の推薦などご協力をお願いしたい。

これまでのモデル事業実施団体の取組状況や成果については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]）において公表しており、今後も、厚生労働省ホームページ等でも公表していくので、ご参照いただきたい。

（資料 3－1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

③ 2020 年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の

情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しており、随時、各都道府県に情報提供していくので、厚生労働省ホームページ等をご参照いただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日に開催）

④ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

（２）「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

（資料 3－2）国際障害者交流センター（ビッグアイ）の案内、行事
（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を来年度からは、内閣府防災担当者と協力して実施するので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬法

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、啓発イベントを開催するとともに、リーフレット・ステッカー等を作成・配布し、各自治体のご協力をいただきながら補助犬や補助犬使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

また、身体障害者補助犬が、使用者とともに円滑に地域社会に受入れられるためには、使用者と受け入れ側、相互の理解を深めることが重要である。

このため、平成 28 年度予算（案）においては、地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に要する費用の補助に加えて、新たに

- ① 地域における理解促進や普及・啓発
- ② 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ③ 他県との連携体制の構築

を対象とすることとした。

各都道府県におかれては、これらを積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨や障害者差別解消法の施行も踏まえつつ、地域の理解促進及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

なお、広報啓発活動において、既に送付した厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には追加送付するので、下記連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3073、3006)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(資料 3 - 3) 身体障害者補助犬育成促進事業の概要

(4) 補装具

① 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用上、その公平性・適切性並びに申請者の利便性の向上等の確保に向け、各自治体において様々な取り組みを行っていただいているところである。

しかしながら、ある自治体からは、支給決定内容と異なった補装具が申請者に引き渡されているなどの不適切な事例も報告されているところであるので、補装具の適切な支給に向けた取組を行っていただきたい。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具の適切な支給に向けた全国を取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜県域が広大な自治体の場合＞

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

＜適切な補装具取扱い業者の選択の場合＞

事業者の実力の判断に当たり、取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況を参考とする（例：認定補聴器技能者などの民間資格を含む）

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等の場合＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接若しくは写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

② 難病患者等に対する補装具の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、身体状況や生活環境を考慮するなど申請者の窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 7 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 151 疾病から 332 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

③ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労

働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いしたい。

④ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

(5) 支援機器等

① 自立支援機器の開発促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成（補助率：1／2）することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

なお、平成28年度からは、厚生労働省が事業の実施団体を公募し、当該実施団体が開発企業を助成する仕組みに変更することとしている。

また、平成28年度予算（案）においては、「筋電義手などのロボット開発技術を活用した障害者向けの自立支援機器の開発促進（実用的製品化）」を新たに公募対象に加え、障害者自立支援機器の実用的製品化をより一層促進することとしている。

② シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催しているところである。平成27年度は、大阪と東京の二カ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見を頂いたところである。本交流会を通じて、開発企業と障害者団体等が繋がり、ニーズを捉えた実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進している。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成28年度も引き続き、交流会を開催することとしており、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図って

いただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

③ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

(公財)テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

本年3月上旬を目途に、投稿や検索の操作性が向上したバージョンに刷新する予定であり、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良される予定である。各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

④ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、こういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そこで、平成28年度予算(案)においては、地域生活支援事業(指定都市を含む都道府県事業)のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加することとしており、各都道府県や各地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」を設置し、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワーク体制を構築することに対する立ち上げや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしている。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について情報提供していきたいと考えている。また、情報発信や横連携のネットワーク体制の方策についても検討していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-4) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資 料

「地域生活支援事業の実施について」 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正	現行
別紙 1 1～2 (同右) 3 事業内容 (1) 市町村地域生活支援事業 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。))が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業] (同右) [任意事業] (同右) (2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業]	別紙 1 1～2 (略) 3 事業内容 (1) 市町村地域生活支援事業 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。))が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害支援区分等事務に要する経費を補助する。 [必須事業] (略) [任意事業] (略) [障害支援区分認定等事務] (別記 12) (2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業]

(廃止 1 - 1)

改正	現行
ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 12) イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 13) ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 14) エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 15) オ 広域的な支援事業 (別記 16) [サービス・相談支援者、指導者育成事業] (別記 17) [任意事業] (別記 18) (3) 特別支援事業 (1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 19) 4～6 (同右) (別記 1) 理解促進研修・啓発事業 1～5 (同右) (別記 2) 自発的活動支援事業 1～5 (同右) (別記 3) 相談支援事業 1～2 (同右) 【別添 1】 障害者相談支援事業 1～5 (同右)	ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 13) イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 14) ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 15) エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 16) オ 広域的な支援事業 (別記 17) [サービス・相談支援者、指導者育成事業] (別記 18) [任意事業] (別記 19) (3) 特別支援事業 (1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 20) 4～6 (略) (別記 1) 理解促進研修・啓発事業 1～5 (略) (別記 2) 自発的活動支援事業 1～5 (略) (別記 3) 相談支援事業 1～2 (略) 【別添 1】 障害者相談支援事業 1～5 (略)

改正	現行
【別添2】 1～7 (同右) (別記4) 1～3 (同右) (別記5) 1～3 (同右) (別記6) 1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、<u>重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</u> 2 (同右) 3 対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、<u>重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等</u> 4 (同右) (別記7) 1～4 (同右) 日常生活用具給付等事業	【別添2】 1～7 (略) (別記4) 1～3 (略) (別記5) 1～3 (略) (別記6) 1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚<u>その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</u> 2 (略) 3 対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚<u>その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等</u> 4 (略) (別記7) 1～4 (略) 日常生活用具給付等事業

改正	現行
(別記 8) 1 ～ 4 (同右) 手話奉仕員養成研修事業 (別記 9) 1 ～ 3 (同右) 移動支援事業 (別記 10) 1 ～ 3 (同右) 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 11) 任意事業 必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 (注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (8) (同右) (9) 重症心身障害児者等コーデイネーター養成研修等 ア 目的 重症心身障害児者や人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「重症心身障害児者等」という。）が地域で安心して暮らしていただけるよう、重症心身障害児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、重症心身障害児者等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。	(別記 8) 1 ～ 4 (略) 手話奉仕員養成研修事業 (別記 9) 1 ～ 3 (略) 移動支援事業 (別記 10) 1 ～ 3 (略) 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 11) 任意事業 必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (8) (略)

改正	現行
<u>イ 事業内容等</u> (ア) <u>実施について</u> 実施主体は、市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施）とする。 (イ) <u>事業内容</u> a <u>重症心身障害児者等を支援する人材の養成</u> 地域の障害児通所支援事業所や保育所等において重症心身障害児者等への支援に従事できる者を養成するための研修や、重症心身障害児者等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成するための研修を実施する。 b <u>支援体制の整備</u> 地域において重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、支援にあたっての現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等を行うとともに重症心身障害児者等の支援を行う施設の確保等を行う。 (10) <u>その他日常生活支援</u> 上記（１）から（９）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (１) (同右) (２) <u>芸術文化活動振興</u> 障害者等の芸術文化活動を振興するため、身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (３) ～ (５) (同右) (削除) (６) <u>その他社会参加支援</u>	(9) <u>その他日常生活支援</u> 上記（１）から（８）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (１) (略) (２) <u>文化芸術活動振興</u> 障害者等の文化芸術活動を振興するため、身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (３) ～ (５) (略) (６) <u>自動車運転免許取得・改造助成</u> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 (７) <u>その他社会参加支援</u>

改正	現行
上記（１）から（５）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【権利擁護支援】 （１） 成年後見制度普及啓発 ア （同右） イ 事業内容 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。） （２）～（３） （同右） 【就業・就労支援】 （１） （同右） （削除）	上記（１）から（６）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【権利擁護支援】 （１） 成年後見制度普及啓発 ア （略） イ 事業内容 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。 （２）～（３） （略） 【就業・就労支援】 （１） （略） （２） 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア 目的 身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。 イ 事業の内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。 なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。 （３） 更生訓練費給付 ア 目的 更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として

改正	現行
(2) 知的障害者職親委託 (同右) (3) その他就業・就労支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【別添3】 1 障害支援区分認定等事務 (1) 目的 (同右) (2) 事業内容 ア 障害支援区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害支援区分の認定等のために実施する調査。 イ 医師意見書作成 (同右) ウ 市町村審査会運営 (同右) 2 自動車運転免許取得・改造助成 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 3 更生訓練費給付 (1) 目的 更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 (2) 事業内容 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者(ただし、障害	市町村が認めた者)に対する更生訓練費の支給。 (4) 知的障害者職親委託 (略) (5) その他就業・就労支援 上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 (別記12) 1 目的 (略) 2 補助対象 法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。 (1) 障害支援区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害支援区分の認定等のために実施する調査。 ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。 (2) 医師意見書作成 (略) (3) 市町村審査会運営 (略)

改正	現行
福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。 (別記 12) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (同右) 【別添 4】 (同右) (別記 13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (同右) (別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (同右) (別記 15) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (同右) (別記 16) 広域的な支援事業 1～2 (同右) (別記 17) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (同右) (別記 18)	(別記 13) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (略) 【別添 3】 (略) (別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (略) (別記 15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (略) (別記 16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (略) (別記 17) 広域的な支援事業 1～2 (略) (別記 18) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (略) (別記 19)

改正	現行
任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (6) (同右) (7) <u>医療型短期入所事業所開設支援</u> ア 目的 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実に努めることを目的とする。 イ 事業内容等 (ア) 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。 (イ) 事業内容 a 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等 医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。 b 新規開設事業所の職員に対する研修等 新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児等等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。 例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業所を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。 (8) その他日常生活支援 上記(1)から(7)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (1) ～ (7) (略)	任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (6) (略) (7) その他日常生活支援 上記(1)から(6)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (1) ～ (7) (略)

改正	現行
(8) 身体障害者補助犬育成促進 ア 目的 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を助成する。また、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図る。なお、実施主体は、障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。 イ 事業内容 (ア) 理解促進、普及・啓発 市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。 ※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。 (イ) 育成計画の作成 a ニーズ並びに供給体制の把握 各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握 b 他県との連携体制の構築 育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等 ※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。 (ウ) 補助犬の育成 マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。 (9) ～ (10) (同右) (11) 芸術文化活動振興 障害者等の芸術文化活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、芸術文化活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (12) (同右) (13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進	(8) 身体障害者補助犬育成 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。なお、実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。 (9) ～ (10) (略) (11) 文化芸術活動振興 障害者等の文化芸術活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、文化芸術活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (12) (略)

改正	現行
ア 目的 地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器（ソフトウェア等含む）を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」（以下「センター」という。）を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して障害者や開発企業・取扱事業者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。 イ 事業内容等 (ア) 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市とする。 (イ) 事業内容 a ニーズや地域資源把握 支援機器に関する調査や相談等による地域のニーズや地域資源の把握を行うことにより、地域の実情に応じて、センター機能の検討や連携体制の構築を図る。 b 情報収集・発信、展示 新たな機器やニーズのある機器について、情報収集・発信を行うとともに、地域での普及状況を鑑みて開発企業・取扱事業者等と連携し、地域のニーズに対応できるよう、工夫のもと展示を行う。 c 相談窓口の設置 障害者や家族、支援者等からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により解決を図る。 d 試用・評価、フィードバック 開発企業・取扱事業者等と連携し、支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、評価・助言を行う。 開発企業・取扱事業者に対しては、当該支援機器の試用の改善点等をフィードバックする。 e 情報共有、ネットワークづくり 障害者、支援者、開発企業・取扱事業者などが一堂に会し、支援機器の活用による支援ノウハウ、地域課題、シーズ・ニーズのマッチングなどを行うための情報共有の場を提供するとともに、地域のネットワーク体制を発展させていくためのコーディネートを行う。 f 人材育成 支援機器に関して機能や適応・注意点などについて研修などを行い、支援者や開発企業・取扱事業者の人材育成の場とする。 ウ 留意事項	

改正	現行
	(ア) 事業を適切に実施するため、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者を配置すること。 (イ) プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。 (ウ) 事業実施に当たっては、情報収集及び試用品や展示品を確保するため、地域における関係機関（医療機関、取扱事業者など）との連携体制を構築すること。 (エ) 安全性の確保や衛生管理等に留意すること。 (オ) 当該事業の補助対象は、立ち上げや機能強化に対して、2年間を原則とする。 (カ) 専門的知見を有する外部機関（リハビリテーションセンター等）への委託を可とする。 (14) 全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、毎年度実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市において障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。 (15) 視覚障害者用地域情報提供 ア 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。 イ 事業内容 視覚障害者等の情報アクセシビリティの向上を図るため、ITを活用した情報支援やインフォーマルサービスの強化など、視覚障害者情報提供施設を活用して以下の事業を行う。 (ア) サビエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用した地域生活情報の提供 (イ) IT機器の利用支援及び利用促進・普及 ウ 留意事項 地域の社会資源を有効に活用するためのコーディネーターを設置するなど、効率的な事業実施に努めること。 (16) 企業CSR連携促進 ア 目的 障害者団体等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチングを行うとともに、関係情報を共有・発信することにより、障害者福祉の増進と企業CSRの認知向上を図る。

改正	現行
<u>イ 事業内容</u> (ア) <u>情報を共有しマッチングを図る場（プラットフォーム）の設置</u> <u>都道府県社会福祉協議会、商工会議所、NPO法人等において、民間企業、障害者団体、障害福祉サービス事業所等を構成員とするプラットフォームを設置する。</u> (イ) <u>情報の収集・把握及びマッチングの実施</u> <u>プラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害者団体、障害福祉サービス事業所等のニーズ（人材、資金、運営支援等）と、企業CSR（ボランティアの派遣、寄付、運営ノウハウの提供等）を収集・把握するとともに、双方のマッチングを行う。</u> (ウ) <u>関係情報の共有・発信</u> <u>コーディネーターが収集・把握したニーズや企業CSR情報、それらのマッチング事例等を共有・発信する。</u> (エ) <u>その他、事業の推進に効果的な取組</u>	(13) <u>その他社会参加支援</u> <u>上記（１）から（12）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u>
(17) <u>その他社会参加支援</u> <u>上記（１）から（16）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u> <u>【権利擁護支援】</u> (1) <u>成年後見制度普及啓発</u> ア (同右) イ <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。</u> (2) ～ (3) (同右) <u>【就業・就労支援】</u> (1) ～ (2) (同右) (3) <u>一般就労移行等促進</u> ア (同右) イ <u>事業内容</u> <u>（ア）働く障害者のための交流拠点支援</u> <u>(同右)</u>	<u>【権利擁護支援】</u> (1) <u>成年後見制度普及啓発</u> ア (略) イ <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。</u> (2) ～ (3) (略) <u>【就業・就労支援】</u> (1) ～ (2) (略) (3) <u>一般就労移行等促進</u> ア (略) イ <u>事業内容</u> <u>（ア）働く障害者のための交流拠点支援</u> <u>(略)</u> <u>(イ) 職場見学促進</u>

改正	現行
(削除) (イ) 地域連携の促進 (同右) (4) ～ (5) (同右) 【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (同右) (別記 19) 1～2 (同右) 別紙 2 1～19 (同右)	就労移行支援事業者等が、当該事業所利用者及びその家族等に対して、障害者が雇用されている企業見学を実施する。 (ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 就労移行支援事業者等が、以下の支援等を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。 a 離職の危機を迎えている者について、状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整 b やむを得ず離職した者に就労・訓練の機会提供などにかかる支援 c 企業で働いている障害者のうちで、生活面等の支援が必要となったものの、支援機関に届いていない者を早期発見するための取組や、その直面する課題に対して適切な支援機関につなぐなどの支援 ※ 各支援等においては、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力すること。 (エ) 地域連携の促進 (略) (4) ～ (5) (略) 【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (略) (別記 20) 1～2 (略) 別紙 2 1～19 (略)

特別支援事業

特別支援事業

廃止通知一覧

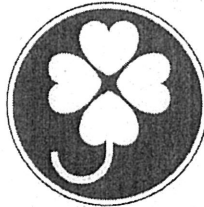
廃止通知一覧

障害者に関するマークについて



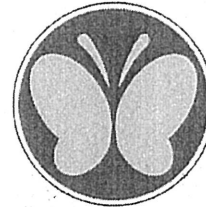
【障害者のための国際シンボルマーク】

所管：公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会



【身体障害者標識】

所管：警察庁



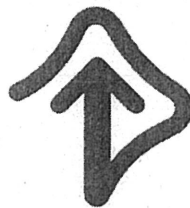
【聴覚障害者標識】

所管：警察庁



【盲人のための国際シンボルマーク】

所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



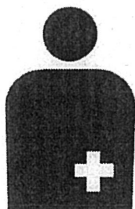
【耳マーク】

所管：一般社団法人全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】

所管：厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部



【オストメイトマーク】

所管：公益社団法人日本オストミー協会



【ハート・プラスマーク】

所管：特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

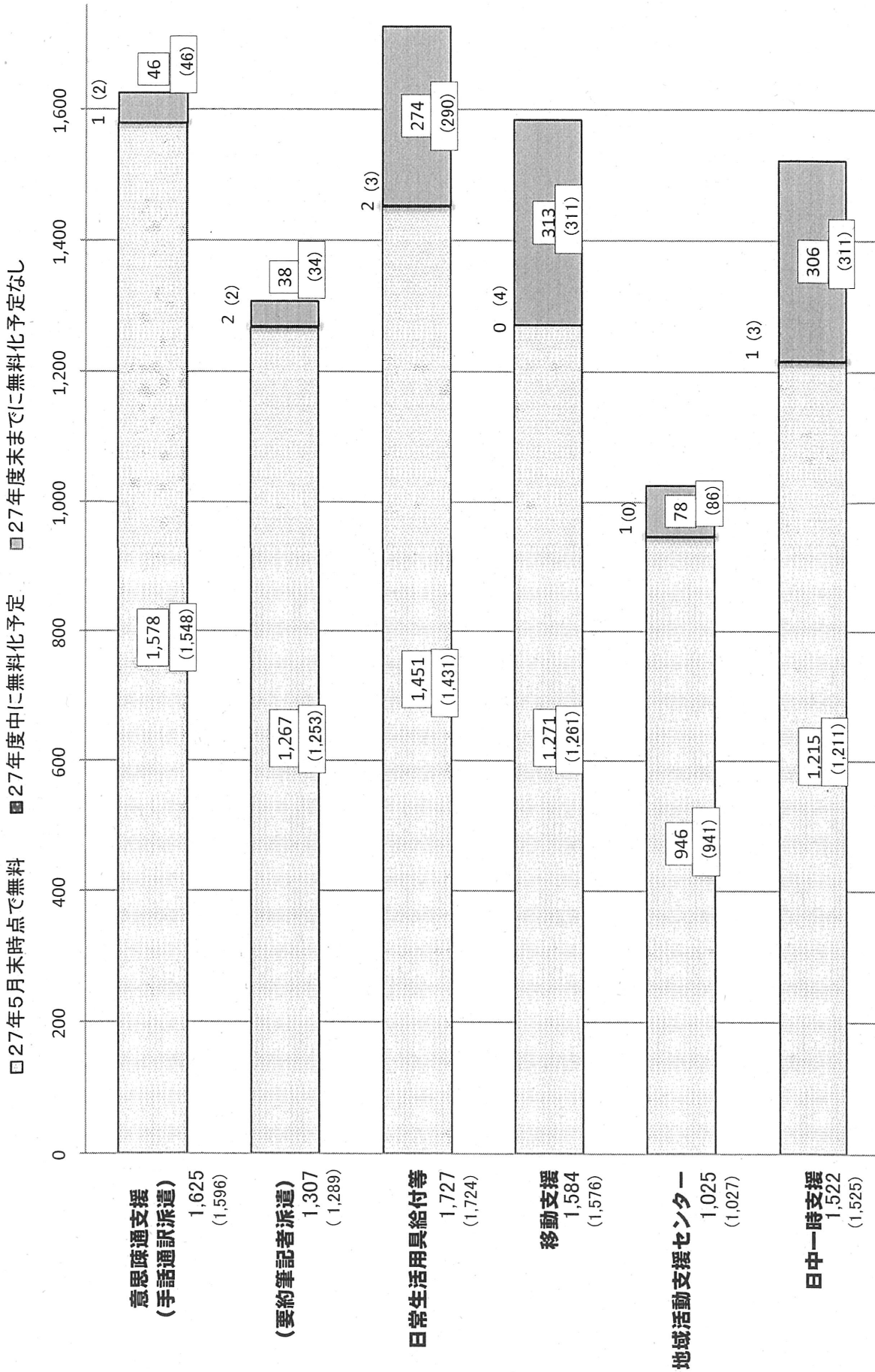


【障害者雇用支援マーク】

所管：公益社団法人ソーシャルサービス協会
ITセンター

これらのマークについて詳しくは、内閣府障害者施策ホームページ
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>) 等を参照。

地域生活支援事業に係る低所得者の利用負担の状況(平成27年度)

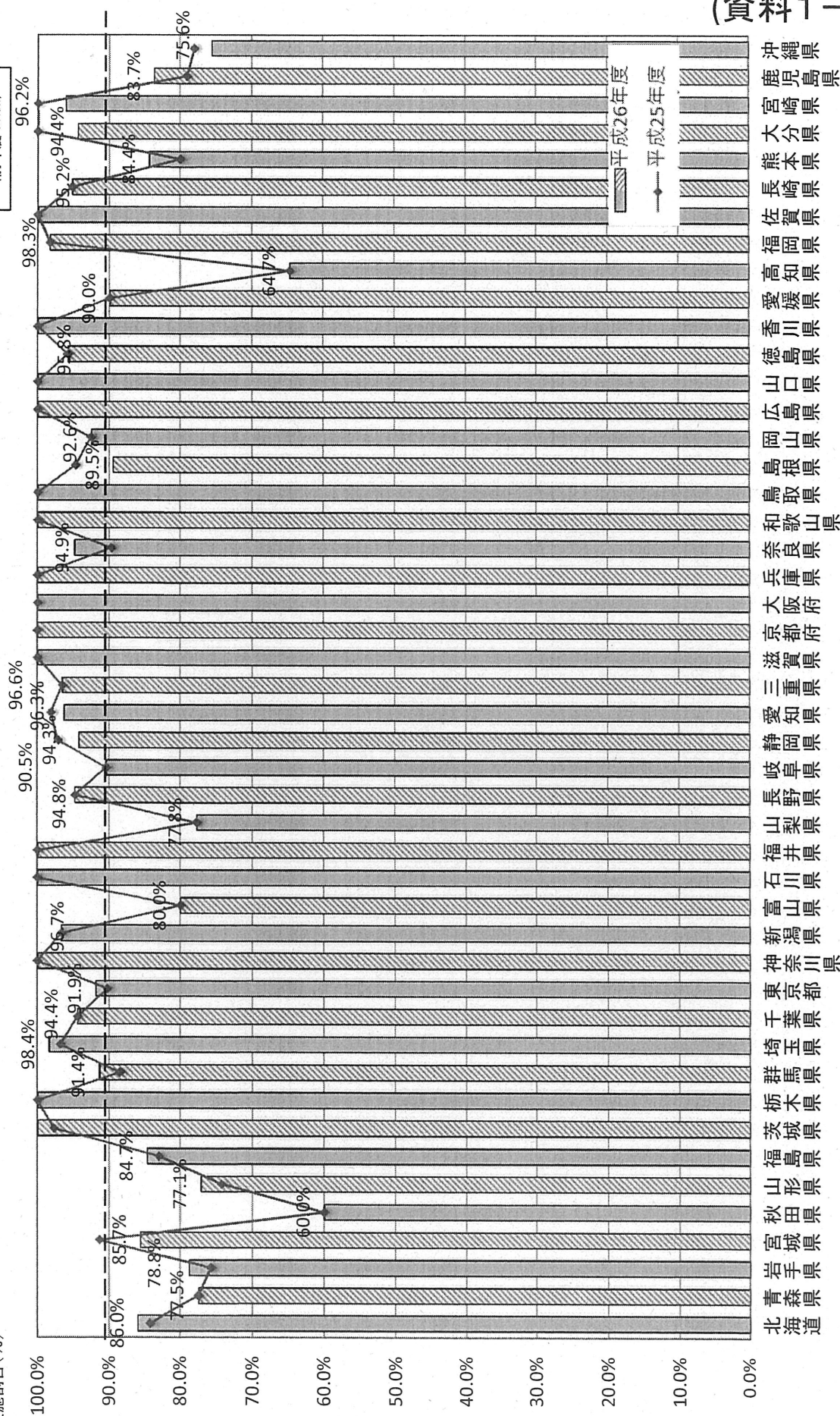


※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)
※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「26年度中に無料化予定」、「26年度末までに無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,584市町村／1,741市町村（H27.3.31現在）で実施割合は91.0%である。

実施割合（%）

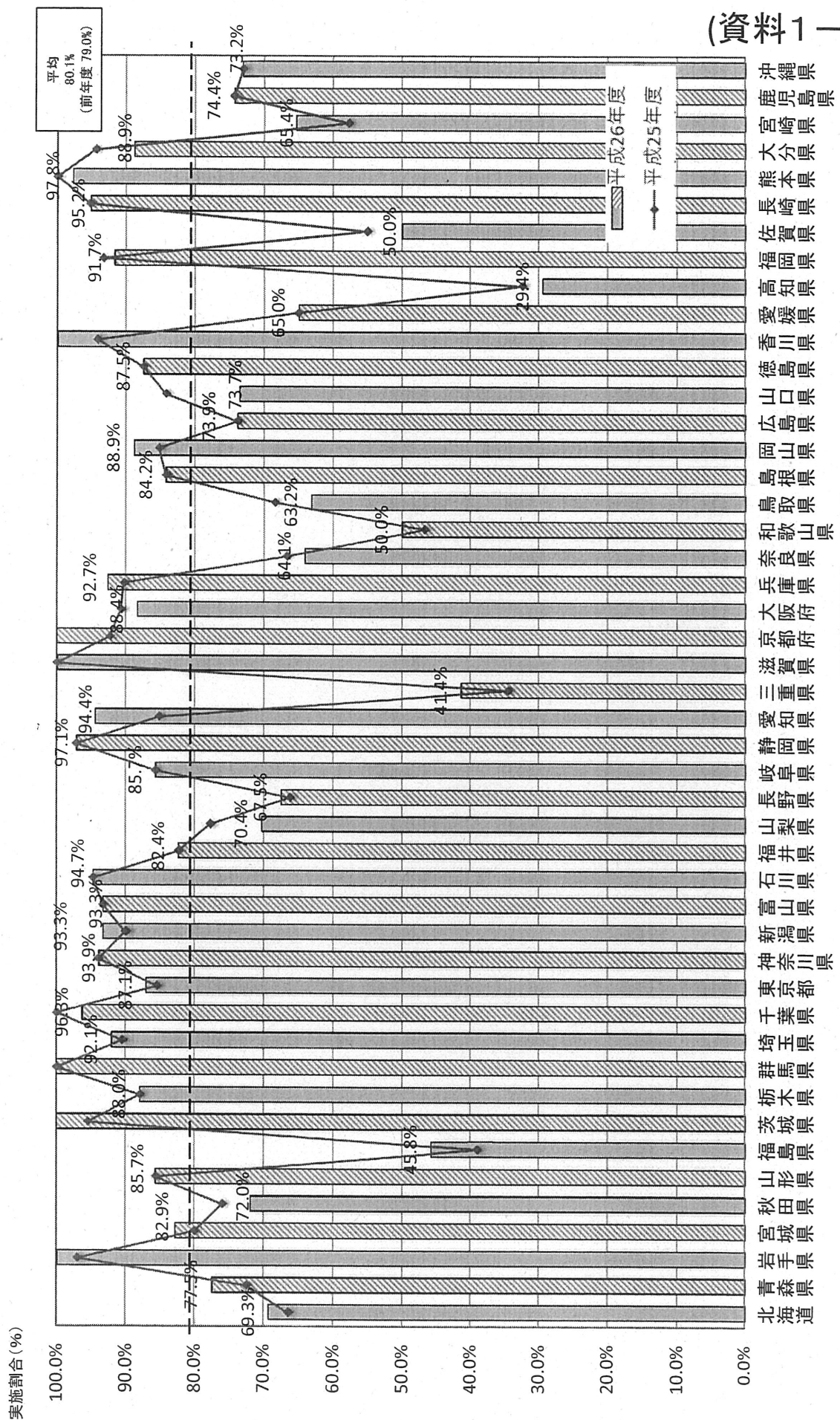


(資料1-4)

※数値は平成26年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,395市町村／1,741市町村(H27.3.31現在)で実施割合は80.1%である。



※数値は平成26年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。